

# 岐阜県公報

第二千五百十七号  
平成二十六年一月三十一日

(金曜日)

各務原都市計画の図書の縦覧  
落札者等に関する公示

(同) 四八  
(会 計 課) 四八

## 目次

### 人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四〇<sup>ページ</sup>

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 四〇

### 告示

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 四〇

道路の供用開始

(道路維持課) 四一

保安林の指定予定

(郡上農林事務所) 四一

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 四二

政治団体の異動事項の公表

(同) 四二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四三

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 四三

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四三

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四四

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 四五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四五

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 四六

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 四七

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「薬剤師」の下に、「管理栄養士」を、「医療職<sup>三</sup>」の下に「（技師のうち保健師の職種を除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性その他の事由によりこれにより難い場合は、任命権者が人事

委員会の承認を得て別に定めることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市大和町内ヶ谷字下平三〇の二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇の二五（国有林。）、三〇の一四（次の図に示す部分に限る。）、字榎元一〇九の二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市大和町内ヶ谷字出会二一九の六八・二一九の二六二(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る)、二一八の二三・二一九の二八・二一九の一九・二一九の六五・二一九の六七・二一九の二六三・二一九の二六四(以上七筆国有林)、二二〇の二〇・二二〇の二七(以上二筆について次の図に示す部分に限る)。

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
	中津川市福岡字上新田三〇三三 八番一地先地内		五・〇	平成二六・一・三	平成二五・九・六

県道 白川線

中津川市福岡字上新田三〇六 三番七地先から	八四三	平成二六・一・三	平成二五・九・六
同市同字同 八番一地先まで	三〇六		

岐阜県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字向正会一五六六の一(次の図に示す部分に限る)。

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農

林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

とり旨とする。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
自由民主党岐阜県関市第一支部	酒向 薫	工藤 智	関市平賀町3 62		
自由民主党岐阜県郵政政治連盟支部	遠藤 一朗	坪内 良樹	郡上市白鳥町中西734		
自由民主党岐阜県レクリエーション支部	渡邊 丈展	高田 保	羽島市正木町森新田5 8 3		

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
民主党岐阜県第2総支部	小見山 幸治	平松 和夫	大垣市新田町5 35 1		参議院議員
民主党岐阜県第4総支部	小見山 幸治	山根 一男	可児市愛岐ヶ丘1 90		参議院議員

異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治  
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	異動事項	新	旧
一言を成す会 (堀誠後援会)	主たる事務所の所在地	岐阜市加納西丸町1 26	大垣市新田町5 35
主友会	主たる事務所の所在地	多治見市日ノ出町1 29 5	多治見市白山町1 15
税理士による武藤容治後援会	代表者	丹下忠彰	三浦敏博

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号  
 岐阜県選挙管理委員会(昭和三十二年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治資金規正法(昭和三十二年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、政治団体選挙権を認められたるもの、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり変更した。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県参議院選挙区第2総支部	吉田里江	棚橋功史	岐阜市美江寺町2 3	平成25年 12月1日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
小野木政則を育てる会	川出宗久	小野木一男	羽島郡岐南町三宅9 97	平成25年 12月25日			
関市古田はじめを育てる会	尾藤義昭	山田美代子	関市東門前町6	平成25年 12月10日			
土本末一後援会	井澤正紀	大嶋英二	土岐市土岐津町土岐口423 1	平成25年 12月15日			
遠山利業後援会	高橋光夫	後藤文宏	本巣市長屋129 1	平成25年 12月9日			
中島けんご後援会	井上隆夫	西垣博文	本巣市善近281	平成25年 12月25日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅野裕司	浅野ゆうじ会	公職の種類	岐阜市長	岐阜市議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二

第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金増理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
森 真	岐阜県市長	岐阜県地域経済研究会	岐阜県岐阜市藤原町5-61	森 真

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オープンハウスCAN
- 三 代表者の氏名 伊藤 佐代子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市石長町八一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方とご家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民が共生するまじくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーシャル・ネットワーク
- 三 代表者の氏名 福井 寛悦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣二二三九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、近隣市町村に居住する痴呆性高齢者の生活を支援し福祉サービスに関する事業をおこない、健康で安心して暮らせる事で生きがいのある長寿社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年一月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農林業経営支援センター
- 三 代表者の氏名 中島 義雄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市川島緑町一丁目三九番地四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、農林業関係者に対して、健全で豊かな森



づくりと持続可能な森林経営を実現するために必要な林業経営の活性化に関する事業、また、林業と密接に関わる農業の活性化に関する事業を行うことで、一次産業の発展に寄与することを目的とし、ひいては、農林業経営の活性化によりもたらされる農業・林業の多面的機能が十分に発揮されることで、広く地域住民の暮らしに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おおむらさきの会
- 三 代表者の氏名 日下部 義實
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市秋原町古閑四〇一番地四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、下呂市とその周辺地域において、自然・環境・文化・福祉などに関する事業を行い、健康で住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年一月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成二十六年一月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社くらや
- 三 建物の名称及び所在地 くらやホームセンター本店  
高山市昭和町一丁目二三番地の一 外
- 四 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）午前九時～午後八時  
（変更後）午前九時～午前二時  
（変更前）午前八時三〇分～午後八時三〇分  
（変更後）午前八時三〇分～午前二時三〇分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年一月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十六年一月三十一日			岐阜県知事 古 田 肇		
<p>一 建物の名称及び所在地 (仮称) 多治見商業施設 多治見市小田町六丁目一番四 外</p> <p>二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)</p> <p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。</p> <p>なお、その意見書は平成二十六年一月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年一月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 ゲンキー関ヶ原東町店 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字森前三六八五番一 外</p> <p>二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設)</p> <p>建設業法に基づく建設業者の許可の取消し</p> <p>建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。</p> <p>平成二十六年一月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>					

平成二十五年十二月二十六日	有限会社 カナ井工業	取締役 金井金次	各務原市鷓沼朝日町一丁目一三四番地	般二二二 一九二四	建築及び鋼構造物工事業
平成二十五年十二月二十四日	番工務店	番義礼	羽島市堀津町須賀南二二	般二二二 四九〇八	建築工事業
平成二十五年十二月二十日	中村組	中村太	山県市佐賀五七〇番地二二	般二十四 一〇一八七	とび・土工工事業
平成二十五年十二月十日	有限会社 セイケン	取締役 小池学	可児市中恵土一七五六一	般二二五 五〇〇五六	大工工事業
平成二十五年十二月五日	坂上建設株式会社	代表取締役 坂上弘幸	飛騨市古川町谷六六六番地	般二二一 三四五五	造園工事業
平成二十五年十一月二十九日	野崎建設株式会社	代表取締役 野崎睦晴	岐阜市三笠町二丁目二番地九	般二二三 九四五〇	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十五年十一月十八日	イマイ室内装飾店	今井力三	下呂市萩原町萩原一〇六七	般二二三 八〇〇〇	内装仕上工事業
平成二十五年十一月十一日	株式会社 エルモン リーショ ン中部	代表取締役 武山 広雄	安八郡安八町氷取三七五番地	般二二一 二〇〇五三	電気工事業
平成二十五年十一月七日	東建 有限会社	代表取締役 都築 竹吉	下呂市金山町祖師野二五一番地の一	般二十四 一四七九六	土木、とび・土工、ほ装及び造園工事業
平成二十五年十一月七日	株式会社 伊藤建設	代表取締役 伊藤 まれ子	大垣市赤坂大門一丁目五九番地	般二十四 一〇〇四五	大工工事業



国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
関市

二 調査を行った地域  
岐阜県関市上之保の一部（行合）（）

三 調査を行った期間  
平成二十年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年一月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
中津川市

二 調査を行った地域  
岐阜県中津川市中津川の一部（かおれ）（）

三 調査を行った期間  
平成二十四年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県中津川市（中津川の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（中津川の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年一月三十一日

平成二十六年一月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
恵那市

二 調査を行った地域  
岐阜県恵那市笠置町の一部（織り）

三 調査を行った期間  
平成二十年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県恵那市（笠置町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（笠置町の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年一月三十一日

平成二十六年一月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬西村の一部(西村)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市(馬瀬西村の一部)の地籍図

岐阜県下呂市(馬瀬西村の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年一月三十一日

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画道路

三・四・五号 三柿野蘇原線

三・五・一七号 新加納住吉線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 警察WANシステムサーバ機器の貸借及び維持管理業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年10月9日

4 落札者を決定した日 平成25年11月21日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

三井住友トラスト・パナソニックフアンタンス株式会社  
代表取締役 穂積 孝一

6 落札金額 34,031,865円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成二十六年一月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社